

# 愛媛県農村地域への産業の導入に関する基本計画

愛 媛 県

## 基本計画の目次

- 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 導入すべき産業の業種その他農村地域への産業の導入の目標・・・・・・・・ 2
- 3 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標・・・・・・・・ 4
- 4 農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に  
関する目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 5 農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の  
調整に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 6 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項・・・・ 6
- 7 労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される  
産業への就業の円滑化に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 8 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために  
必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項・・・・ 8
- 9 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

## 愛媛県農村地域への産業の導入に関する基本計画

農村地域への産業の導入に関する国の基本方針が変更されたことに伴い、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）第4条第1項の規定に基づき、令和3年度に定めた愛媛県農村地域への産業の導入に関する基本計画を次のように変更する。

令和5年1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 はじめに

- (1) 本県の農村地域は、県土面積の9割以上を占め、都市近郊の平坦地、急峻な地形の中山間地域、大小200余の島しょ部など、多様で変化に富んだ地域から成っている。そこで営まれている農業は、西南暖地の特性を活かして果樹、畜産、水稲、野菜等多彩な取組みを展開し、全国トップの生産規模を誇るかんきつの産地を形成するなど、県内はもとより全国に向けて安心・安全な生鮮食料品の安定供給に大きな役割を果たしている。

しかし、本県における耕地の立地条件は、耕地面積の約7割が中山間地域に属していることから、水田の29%、畑の22%、樹園地の44%が急傾斜地となっており、全国的にみて非常に厳しい営農環境となっている。また、TPPをはじめとする自由貿易の進展により、農業経営はますます不安定になっている。このような中、県内経済を牽引する力強い農業を確立するためには、農業を取り巻く環境の変化に的確に対応し、所得向上の実現に向けた意欲と能力のある担い手を確保・育成し、当該担い手に農地集積を行うべく、農業の構造改革を進める必要がある。

また、本県では、農業の就業人口の減少や高齢化により、地域の担い手が減少し、生産力の低下や耕作放棄地の増加など、本県農業の持続的な発展が困難な状況にある。農村地域は都市部に比べて急速に過疎化・高齢化が進行しており、集落の機能の維持そのものが困難な地域もみられる。そこで、農村を振興するために、農村地域の様々な農業者や地域住民が地域に住み続けられるよう、また都市部から農村地域への移住希望者が増加するよう、定住の最も基礎的な条件である就業の場を確保拡充する必要がある。

このような状況の中、農村地域において就業機会の一層の創出と所得の確保を図るため、土地の合理的な利用調整を図りつつ産業の導入を行い、農業の就業構造と農地保有の合理化を促進して、農業と産業との均衡ある発展を図っていかねばならない。

- (2) 一方、農村地域への産業の導入については、昭和46年に農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）が制定されたのを受けて、昭和47年に「愛媛県農村地域工業等導入基本計画」を策定し（昭和52年3月、昭和57年7月、平成元年3月、平成5年4月、平成9年9月変更）、これに基づき、市町村が農村地域工業等導入実施計画（以下「実施計画」という。）を策定して農村地域への工業等（工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業をいう。以下同じ。）の導入に努めてきた。

その結果、中・南予地域を中心とする14市町で実施計画が策定されて30か所の工業団地が設けられ、雇用の増大と農業構造の改善が図られ、農業と工業等との均衡ある発展と就労の高度化に貢献してきた。

- (3) しかしながら、産業構造が変化する中で、全就業者数に占める工業等の就業者数のウェイトが低下しているところであり、本県においても、社会経済状況の変化も相まって、工業団地の立地企業が撤退し、その後、空地のままとなっている場所が散見されるようになった。そこで、農村地域の就業機会を確保し、農村の振興を図るためには、地域に賦存する資源を活用した産業など、工業等以外の産

業の立地・導入を促進することが必要となっている。

このような状況を踏まえ、平成 29 年 6 月に農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 48 号）が制定された（併せて法律名を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に改称）。これにより、産業の業種に係る法律上の限定を廃止し、地域の農業者の安定した就業機会が確保され、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により地域の農地の集積・集約化等が図られるなど、農業と農村地域に導入される産業（以下「導入産業」という。）との均衡ある発展が図られる業種を、主務大臣が定める基本方針や県が定める基本計画（以下「基本計画」という。）に即しながら、市町が実施計画において定めることとされた。

特に、導入すべき産業の業種（以下「導入業種」という。）については、基本計画に日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）の中分類を記載し、実施計画には、基本計画に記載がある導入業種（日本標準産業分類の小分類）を記載することとされたことから、本県においても、令和 3 年 5 月に基本計画を改正し、具体的に導入すべき業種として 24 業種を記載した。

なお、導入業種については、令和 4 年 5 月の法改正により、基本計画への中分類記載義務が廃止されたため、今回の基本計画の改正を受け、市町が実施計画へ産業構造の変化や地域の特性に応じた導入業種（小分類）を記載することにより、機動的な産業導入の企画が可能となるところである。

したがって、今後は、農村地域に賦存する資源を活用する産業など、工業等以外の多様な産業についても立地・導入を促進することで、地域の自主性を活かした産業の振興を図るとともに、当該産業と農業とが土地利用調整を行うことで、農業の構造改革を促進し、農業と産業との均衡ある発展を図る必要がある。

このため、次の方針により農村地域への産業の導入を促進するものとする。

## 2 導入すべき産業の業種その他農村地域への産業の導入の目標

### (1) 導入すべき産業の業種

愛媛県農業振興地域整備基本方針や愛媛県農業経営基盤強化促進に関する基本方針等の農村地域における土地利用に関する計画等による農村振興の方向に即し、環境の保全、農村地域の景観との調和及び地域産業との協調に留意しつつ、農村地域に成長性と安定性のある産業の導入を図る。

導入業種については、地域の農業者の安定した就業機会が確保され、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により農地の集積・集約化等が図られるなど、農業と導入産業との均衡ある発展に資するものであることが必要である。

### (2) 導入業種選定の考え方等

導入業種の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

ア 安定した就業機会が確保され、農業と導入産業との均衡ある発展が図られること

就業機会の創出に当たって、産業導入地区における安定的な就業機会及び雇用の質を確保するため、雇用創出効果と必要とする施設用地面積との均衡のとれた業種を選定する。

なお、「農業と導入産業との均衡ある発展」には、より生産性の高い産業部門へと労働力の移転を図ることで、農村地域における労働力の効率的かつ適正な配分を行う雇用構造の高度化に資することも含まれる。

- イ 地域の実情を踏まえ、地域社会との調和が図られるよう配慮すること  
地域の就業構造、ニーズ等を踏まえること、産業の導入により地域社会との間に軋轢が生じることがないように配慮することが必要であり、地域への社会貢献等を通じて地域社会との調和が図られる導入業種を選定する。
- ウ 公害のおそれがない業種を選定するなど、環境保全に配慮すること  
導入業種について、周辺地域における他の産業や住民の多くが施設立地による事業環境又は生活環境への影響について懸念を抱くと考えられる場合、周辺地域の環境に対して現実に影響が及ぶ可能性の有無等を踏まえて、地域の都市計画の方針に適合するものであることを確認するとともに、地域の産業の特性上、やむを得ず広域的に大規模な集客性のある施設を導入する必要が生じたときは、その立地により周辺の環境や土地利用、広域的な交通流態等に重大な影響を及ぼすこととならないよう留意すること。
- エ 地域資源を活用した産業について、積極的な導入が促進されるよう配慮すること  
地域の農業と導入産業が相互に補完し合い、そのいずれもが発展するような、地域に賦存する資源を活用する地域内発型産業や農村地域での立地ニーズのある産業の導入を推奨する。
- オ 農業用施設において営まれる農業を目的とする場合には「農業」を業種として選定することも認められること  
産業が立地するときは施設を整備することが想定されていることから、農業用施設において営まれる農業は、導入の対象となる「産業」に含むことができる。

### (3) 産業導入地区の区域の設定又は見直しの考え方

本計画において、産業導入地区の区域の設定を通じて農業構造の改善を図ろうとする地域は、本県における非常に厳しい営農環境や農村地域の状況に鑑み、松山市（旧北条市及び旧中島町に限る。）ほか19市町とする。

産業導入地区の設定に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- ア 各種土地利用計画との調整を行うこと  
市町は、国土利用計画、土地利用基本計画、都市計画、農業振興地域整備計画等の各種の土地利用計画と調整を行うとともに、県の国土利用計画、土地利用計画及び都市計画担当部局、農業振興地域制度担当部局並びに土地改良事業担当部局ともあらかじめ十分に調整を行い、合理的な土地利用を図る。当該土地利用調整により、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第13条第1項に規定する認定農業者をはじめとする意欲と能力のある農業の担い手に集積を行い、導入される産業と農業との均衡ある発展に努める。
- イ 過去に造成された工業団地等の活用を優先すること  
市町は、産業導入地区を設定するに当たり、過去に造成された工業団地及び

再生利用が困難な荒廃農地を含めて活用されていない土地が存在する場合には、その活用を優先する。また、こうした土地について把握を行うとともに、把握した情報を体系化し、事業者適切に開示することが望ましい。

#### ウ 立地ニーズや事業の実現見通しを踏まえること

市町は、産業導入地区への立地を想定していた事業者が立地を取りやめたり、立地した事業者がその後すぐに撤退したりする等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業実現の見通しを踏まえて区域を設定する。

### (4) 配慮事項

産業導入地区においては、既存企業を含めた地域産業の振興を図る観点から、導入企業と既存企業の交流を促進する。この場合において、県内企業の優れた技術情報（スゴ技）、本県の優れた豊富な食情報（すご味）及び本県の伝統的特産品情報（すごモノ）の3つのデータベースを活用しながら、既存企業の技術力、製品開発力、販売力等の向上を図るとともに、地域住民による起業又は企業による新分野進出への支援を行う。また、企業相互又は企業と試験研究機関等の公的機関とのネットワーク構築やマッチング支援や、ろくじすとクラブやチームえびすなどの農林水産業者と中小企業者とのネットワーク構築やマッチング支援を充実させ、連携関係の構築を通じた人、物、技術等の広域のかつ濃密な交流の促進等を図り、地域の特色を生かした産業の導入に努める。

また、導入企業は、快適な職場環境及び生活環境の確保、周辺地域の環境との調和、緑地等の施設の地域への開放を行うなど、従業員又は地域住民からの要請にも応えるよう配慮することとする。

さらに、企業の導入については、労働力の需給等の地域における雇用の動向を踏まえ、計画的に行うよう努めるとともに、導入産業における労働力の確保に当たっては、在宅通勤圏の広域化等を踏まえ、公共職業安定所や関係市町の連携の下に、地域の労働力需給が量的にも質的にも整合性のとれたものとなるよう努める。この場合において、雇用環境の整備による高年齢者の雇用・就業機会の確保、民間教育機関等を活用した職業訓練等による女性の職業能力発揮のための条件整備、ジョブカフェ愛 work や愛媛の求人・移住総合サイト「あのこの愛媛」等による若年者等の地元就職の促進に努める。

### 3 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標

農村地域への産業の導入に伴い増加する労働力需要に対しては、認定農業者等地域農業の担い手の育成・確保に十分配慮しつつ、農業以外の産業への就業を希望する農業従事者及びその家族の労働力を重点的に充てることにより、これらの者の安定した就業機会の確保を図る。具体的には、導入産業への農業従事者等の就業を進めるに当たり、農業後継者を含めた農業の担い手の確保に十分留意して農業と導入産業との労働力の調整を行い、併せて農業生産基盤の整備や農業機械の導入などを進め、労働生産性の向上による農業生産力の維持増進を図る。

また、労働条件面等で若年層に魅力ある雇用機会づくりに配慮するとともに、導入企業及び関係機関団体との密接な連携と協力により、適正な労働条件の確保、労使関係の安定促進及び労働者の安全と健康が確保される職場環境の整備に努める。

加えて、田園回帰の動きに対応した人材の地方還流の円滑化のため、移住相談窓口である「愛媛ふるさと暮らし応援センター」等と連携を図り、移住・定住希望者の支援を行う。

#### 4 農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

農村地域及びその周辺の地域における自然的、経済的、社会的諸条件、需要の動向及び地域の特性に対応した農業生産の方向を考慮し、食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）及び農林水産業・地域の活力創造プラン（平成25年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定、令和4年6月改訂）と共に、第六次愛媛県長期計画（愛媛の未来づくりプラン）及びえひめ農林水産業振興プラン2021に即し、農業構造の改善を図るよう努める。

この場合において、農村地域への産業の導入により農業従事者、特に不安定な就業状態にある農業従事者の地元における安定就業を促進するとともに、認定農業者等の地域の中核的な農業経営者である担い手に対して、面的なまとまりのある形で農用地の集積を促進する。その際には、農業経営基盤強化促進法に基づき市町が策定する基本構想の内容や「地域計画（人・農地プラン）」の内容に配慮し、農村地域における産業の導入促進が農業構造の改善を阻害することのないよう農地中間管理機構、土地改良区及び農業委員会ネットワーク機構等の関係機関と調整を行う。加えて、担い手が地域の強みを生かしながら経営効率化を図れるよう集落営農の組織化や農業経営の法人化に向けた指導や助成を行う。これにより、高能率な機械化作業による農作業の低コスト化・省力化を実現し、国際化に対応し得る生産性の高い農業の確立に努める。

また、農産物の加工、食品加工の研究など、農業を支援する機能を有する産業を導入し、導入企業と農業が相互に補完し合うことで地域農業の高生産化及び高付加価値化を推進し、農業の振興を図る。

#### 5 農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針

産業の導入は、本基本計画の2(3)に即し、合理的な土地利用を図ることを旨として、今後とも農用地等としての土地利用を図ることが適当である優良農地等の保全及び周辺農地への影響を考慮しつつ、適正かつ円滑に行われなければならない。したがって、施設用地は、県及び市町の国土利用計画、土地利用計画及び都市計画担当部局、農業振興地域制度担当部局並びに土地改良事業担当部局において十分に事前協議を行った上で農用地等との利用を調整し、その内容を実施計画に反映するものとする。

また、やむを得ず産業導入地区に農用地を含める場合においては、次の調整方針に基づいて産業導入地区の区域を設定するものとする。

##### ア 農用地区域外での開発を優先すること

市町の区域内に、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく市街化区域又は用途地域が存在する場合には、これらの地域内の土地を優先的に産業導入地区の区域として設定するなど、農用地区域外での開発を優先することとする。



イ 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

農用地において導入産業の用に供する施設を整備することにより、集团的まとまりをもつ農用地の中央部に他の用途に用いられる土地が介在し、高性能農業機械による営農への支障が生じたり、小規模の開発がまとまりなく行われ、農業生産基盤整備事業の実施や農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じたりするなど、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じる事態が起きないようにすることとする。

ウ 面積規模が最小限であること

産業導入地区の区域として設定する面積が、事業者の立地ニーズを踏まえ、導入産業の用に供するために必要最小限の面積であることとする。

エ 面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓）を実施した農用地を含めないこと

土地改良事業等で、区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓に該当するものを実施した農用地について、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過していないものは、産業導入地区の区域に含めないこととする。

オ 農地中間管理機構関連事業の取組みに支障が生じないようにすること

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業（農地中間管理機構関連事業）として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農用地について、農地中間管理権の存続期間中は産業導入地区に含めないこととする。また、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農用地についても、産業導入地区の区域に含めないこととする。さらに、農地中間管理権の存続期間が満了した農用地についても、上記①から③までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ産業導入地区の区域に含めないこととする。加えて、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第8条第2項第1号に規定する農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）内の農用地以外での開発を優先することとする。

## 6 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

農村地域への成長性と安定性のある産業の導入を促進するためには、事業者のニーズや将来の見通しを的確に把握した上で、産業基盤の整備や生活基盤をはじめとする定住条件の整備を促進する。

この場合において、本制度に基づく税制、融資、予算等の支援措置や、業種横断的な設備投資に係る税制上の措置等を活用し、適切な産業施設の立地を図る。また、地域再生法（平成17年法律第24号）、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）等に基づく施策との連携に努

めるとともに、農村地域のもつ良好な環境を活かしながら定住条件の整備を進め、これらを通じてゆとりと豊かさを実現できる産業・生活空間の形成に努める。

また、市町単位で整備することが困難なものについては、県及び関係市町等の連携により、効率的に整備を進めるよう配慮する。

#### (1) 産業基盤の整備

地域社会との調和に配慮し、地域の特色を生かした産業が導入されるよう、導入産業の特性及びニーズを十分に把握の上、適切な立地条件を有する産業導入地区の計画的な設定を促進しつつ、産業基盤の整備を促進することが重要である。

こうした観点から、周辺地域を含む地域全体の産業の立地動向、市場への近接性、交通インフラの整備状況等を勘案の上、産業の立地・導入に必要な用地や道路等の整備を計画的に進めるとともに、関係機関・団体等の協力を得て、産業導入地区を含む農村地域及びその周辺の広域的な地域にわたる技術者の確保、関連企業との交流・連携等を進めるよう努める。

#### (2) 定住等及び地域間交流の条件の整備

産業の円滑な導入を図るとともに、定住等及び地域間交流の促進に資するため、農村地域における定住等及び地域間交流の条件の整備を計画的に進める。

この場合において、定住等及び地域間交流の条件の整備は、複数の市町からなる広域的な視点も考慮し、産業の導入が十分に行われておらず、安定した就業機会が不足している地域に重点を置いて実施されるよう配慮する。また、地域社会のニーズを把握して、生産基盤と生活基盤との一体的整備及び文化の振興に努める。

### 7 労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項

導入産業に農業従事者のほか、地域住民、地域への移住者等が円滑に就業することを促進するため、市町、ハローワークや職業紹介事業者、公共職業能力開発施設等の関係機関と連携し、必要な支援を行う。

#### (1) 雇用情報の収集及び提供

導入企業の労働力需要と地域の労働力供給との円滑な結合を促進するため、地域の労働市場の動向、導入企業の労働条件、職業内容等の雇用に関する情報を収集する。情報の収集に当たっては、実施計画を策定する市町において離農希望者をはじめとする地域住民及び導入企業から聞き取り調査を行うなど、適正な労働力の需給の見通しを立てられるものとなるよう留意する。収集した情報は、企業、農業従事者等への提供に努める。

#### (2) 職業紹介等の充実

農業従事者のほか、地域住民及び地域への移住者等がその希望及び能力に応じて導入産業に就業できるようにするため、在宅通勤圏の広域化に配慮して職業紹介機能の充実を図り、きめ細かい職業相談、職業指導及び職業紹介を実施するとともに、雇用の安定等に関して導入企業への指導・支援に努める。

この場合において、地元農業従事者、特に中高年齢者が導入産業へ円滑に就業

できるようにするため、職業転換給付金制度、地域雇用開発助成金制度等の積極的な活用に努める。

また、労働者の雇用の安定を図るため、雇用安定事業による助成等の雇用環境の整備に努めるとともに、労使関係の安定促進等に必要な措置を講ずる。

さらに、労働力需給の不適合の解消に資するよう、雇用管理の改善や求人・求職条件面での指導を実施するとともに、高年齢者の雇用・就業機会の確保、女性の職業能力発揮のための条件整備に努めるほか、若年者等の地元就職に資するよう相談・支援に努める。

### (3) 職業能力開発等の推進

職業紹介との連携を密にしつつ、導入産業への中高齢者等の円滑な就業を促進するため、職業転換給付金制度等の活用と相まって既存の公共職業能力開発施設、企業内の職業訓練に対する助成制度等を活用することにより、機動的な職業訓練と職場適応訓練を実施する。

この場合において、技術革新や情報化の進展に留意しつつ、地域や導入企業のニーズ等に応じた公共職業訓練の弾力的な実施、新技術に関する研修の充実及び国内産業の高付加価値化や新分野への事業展開を担う人材の育成に資する職業訓練や自己啓発等の能力開発に対する支援対策に努めるとともに、企業において雇い入れた農業従事者等の能力開発が継続的に行われるよう、適切な指導・支援に努める。

## 8 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

### (1) 担い手の確保・育成

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を実現するため、市町における「地域計画（人・農地プラン）」の策定を通じて地域の話合いと合意形成を促しつつ地域における担い手を明確化した上で、農地中間管理機構の活用等を通じ、担い手に対する農地の集積・集約化を進める。担い手の確保と農地の集積とは車の両輪であり、地域の優良農地を集積利用するには、核となる集落営農法人等を育成して経営を強化することが不可欠であることから、市町、農業協同組合、農地中間管理機構、えひめ農業経営サポートセンター等の関係機関が連携して、集落営農組織等の法人化を強化するとともに、集落営農法人等の経営安定を支援し、優良農地を集積して生産基盤を守る。

また、農地の流動化の推進に当たっては、導入された企業への雇用期間が長い者や役職等の要職に就いている者等の安定的な就業機会が確保されている者からの農地提供を促進するなど、重点的かつ効果的な実施に努めるとともに、担い手への農地の集積・集約化による生産性向上メリットを発揮するためには、担い手が希望する優良な農地を集団化することが重要であるから、農地所有者の意向把握等により、担い手が満足する農地の集積・集約化を進める。

### (2) 農業生産基盤及び農業施設の設備

農業生産基盤の整備については、効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、産業の導入に伴う土地利用、労働力需給等の変化に対応した地域の農業生

産の担い手の育成に配慮しながら、水資源開発を含む広域水利施設や広域道路網をはじめ、大区画ほ場整備等の高生産性農業基盤整備を計画的に進めるとともに、中山間地域の実情に合った中型機械の導入を前提とするほ場や農道、かんがい排水施設等の整備を進める。

また、農業生産基盤の整備と相まって、高速道路網の整備に伴う市場の拡大、製品の規格化、大量取引に対応するため、農業生産近代化施設及び農産物の流通加工施設の整備を推進する。

## 9 その他必要な事項

### (1) 環境の保全等

① 実施計画の策定及びこれに基づく具体的な産業の導入に当たっては、必要に応じて環境に与える影響を調査検討し、優れた自然の保全及び森林、農地、水辺地等における自然環境の維持・形成に努めることとする。この場合においては、環境基本法（平成5年法律第91号）や愛媛県環境基本条例（平成8年愛媛県条例第5号）等の環境関係諸法令に基づき、瀬戸内海国立公園等に含まれる離島、臨海部、さらに石鎚山系を中心とする山岳部等の豊かな自然生態系の確保と美しい景観の保全について最大限の注意を払わなければならない。

したがって、産業の導入に当たっては、公害発生のおそれのない業種又は公害防止施設の完備した企業を選定することとする。

加えて、立地に伴って発生する産業廃棄物については、適正に処理されることを確認することとする。

さらに、産業導入地区の面積が1地区当たり50ヘクタールを超える場合や、その他導入業種又は地域の実態等からみて環境保全上特に配慮しなければならない場合は、あらかじめ地域の環境に与える影響について調査及び検討を行い、適正な評価を行った上、実施計画を策定することとする。

また、必要に応じて「公害防止協定」等の締結などを行うこととする。導入後においても、必要に応じて継続的に環境監視を行うこととする。

② 公害の防止はもとより、エネルギー利用の効率化、健全な水循環機能の保全、適正なりサイクル・廃棄物処理等により、大気環境、水環境、土壌環境等への負荷をできる限り増加させないよう努める。

③ また、交通量の増加に伴う道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るとともに、道路の交通に起因する障害の防止に配慮する。

### (2) 農村地域の活力の維持増進への配慮

若年層の流出、高齢化の進行等により活力の低下がみられる地域については、地域社会の活力の維持増進にも配慮して、人口の流出の抑止や新規学卒者等の若年者の地元就職及びU I J ターン等の移住希望者の雇用機会の確保に資するよう、産業の導入や定住条件の整備及び職業安定機関による職業紹介等を総合的に進める。

### (3) 過疎地域等への配慮

本県では全市町において、過疎地域、振興山村、特定農山村地域等の条件不利地域を対象とする関係5法（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭

和 28 年法律第 72 号)、半島振興法(昭和 60 年法律第 63 号)及び特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成 5 年法律第 72 号))により指定されている地域を有している。

農村地域への産業の導入は、過疎地域や山村地域等における人口流出の抑制、地域経済の発展等、地域振興に果たす役割が大きいことから、産業の導入に当たっては、愛媛県過疎地域自立促進方針、愛媛県過疎地域自立促進計画、愛媛県山村振興基本方針等、これらの地域の振興に関する施策との連携を積極的に図り、その円滑な実施が図られるよう努める。

#### (4) 農業団体等の参画

農村地域への産業の導入は、農業をはじめ地域社会との協調の下に進められることが必要であることから、実施計画の策定の段階から農業団体、商工団体等の関係団体の参画を図り、産業の導入及び農業構造の改善を促進するための措置等について、その円滑な実施が図られるよう努めることとする。

また、導入後も企業が円滑に定着できるように、これらの団体の参画により諸問題の解決が図られるよう配慮する。

#### (5) 関係部局間の十分な連携等

農村地域へ導入された企業と地域社会との相互理解を深め、活力ある地域社会の形成を図るため、市町、導入企業、農業団体、商工団体、試験研究機関、教育機関等の連絡調整体制の整備に努める。

また、本制度は産業導入促進、就業促進及び農業構造改革を一体として推進するものであることを踏まえ、県及び市町においては、本制度の運用に当たっては、商工関係部局と農林関係部局を中心とした関係部局間の密接な関係が重要であることに留意して、施策の推進や情報の共有等に努めるものとする。

#### (6) 企業への情報提供等

県及び市町においては、産業導入地区に関する情報、企業に対する支援措置等について、企業等に周知徹底を図るとともに、産業導入地区への産業の導入のあっせん活動を積極的かつ継続的に進める。また、立地後の企業についてもその定着化を図るために必要な指導その他の援助を行う。

これらを効果的に行うため、農村地域への産業の導入を円滑に推進するために農林水産省及び中国四国農政局に設置された「農村地域産業導入支援施策活用窓口」の活用を図るとともに、農村地域への産業の導入に関する情報の収集及び提供、地方公共団体と企業との間に立ったあっせん活動、立地企業の情報交換・交流促進等を行う一般財団法人日本立地センター、一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構等の活用を努める。

その際、企業等が活用可能な施策については、国や県、市町が講じている企業立地・施設投資促進に係る施策が多岐にわたることから、上記の窓口や関係機関の活用・連携を図りながら、企業に対して適時適切に積極的な情報提供等を行う。

#### (7) 遊休地解消に向けた取組み

市町は、既存の産業導入地区内において、過去に造成された工業団地や再生利用が困難な荒廃農地等の活用されていない土地(以下「遊休地」という。)の把

握を、定期的に行うこととする。また、把握した遊休地について、県や市町のホームページに掲載したり誘致活動の際に紹介したりする等、広く情報提供を行い、当該遊休地の活用を図ることとする。

市町が新たな産業導入地区を定めようとする場合において、当該市町に遊休地が存するときは、当該遊休地を優先して活用を図るものとする。

#### **(8) 撤退時のルールについて**

市町は、立地企業が撤退した後の跡地の有効活用が可能となるよう、立地企業がやむを得ず撤退する場合に備え、企業の撤退に関する情報を可能な限り早期に市町に報告する仕組みや、撤退する場合の施設の撤去義務や費用負担に関する事項、施設を存置する場合の代替企業の確保義務の明確化等の撤退時のルールを、実施計画において定めることとする。

立地企業がやむを得ず撤退することとなった場合は、市町は、跡地の有効活用の方策について検討することとし、必要に応じて実施計画の変更等を行うこととする。

#### **(9) 実施計画のフォローアップ体制の確保**

市町は、産業導入地区、当該地区に係る土地利用の調整の状況、導入産業の業種及び規模、導入産業への農業従事者の就業の目標、産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標、産業導入地区内の遊休地の解消状況、企業撤退時のルールづくり等について、定期的に確認するとともに、当該確認の結果を国及び県に共有することとする。

確認の結果、遊休地の発生をはじめ産業の導入の促進が適切に進展していない場合や、農業従事者の就業の目標・農業構造の改善に関する目標の達成が明らかに見込まれないと認められる場合などにおいては、市町は、その理由や今後の方策等について検討を行い、事業計画の変更、縮小及び廃止を含め制度運営の改善等に活用することとする。この場合においても、当該検討結果等について、国及び県に共有することとする。

県及び市町は、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行前に既に定められた基本計画及び実施計画についても、フォローアップ体制を確保することとする。